

事 務 連 絡

平成19年7月30日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を
改正する法律の施行について（補足的事項）

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年6月20日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第92号）が施行されたところでありますが、その運用にあたっての具体的な取扱いについて各方面から多くの質問が寄せられております。

つきましては、日本建築行政会議その他の建築関係団体の協力のもと、財団法人建築行政情報センターのホームページ（<http://www.icba.or.jp/>）等において、改正後の建築基準法令の運用に関する各般の情報提供が行われておりますので、貴職における業務の参考として下さい。

また、改正法の施行後、当分の間は、申請者や設計者等に対し、不整合箇所の指摘を含め、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談についてきめ細かく対応して頂くなど、確認申請手続きが円滑に進むようご配慮をお願い申し上げます。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。